

# GIVERS GAIN

弁護士法人常磐法律事務所

2021 AUTUMN

issue.10

Information

## 横須賀支店 オープン

特集

## 人身傷害補償保険の落とし穴

～契約者が受領する賠償金を過小にしないために～

法務のミカタ

## 発信者情報の開示～流れと法改正～

弁護士 西堀 拓也

News

## 事務所設立10周年





# 横須賀支店がオープンしました

2021年7月、三つ目の支店となる横須賀支店がオープンしました。

洗練されたグレーと清潔感のある白を基調とした内装に、落ち着いた色味の木製家具を取り入れ、皆様をお迎えする玄関と相談室には、ガラスの壁を使用しています。

ガラスがもたらす明るく開放感のある空間は、「情報を分かち合い、協力し合う環境をつくる」という、私たち常磐法律事務所の理念の象徴でもあります。

もちろん、ご相談時にはしっかりとブラインドで空間を仕切り、プライバシーに十分配慮しておりますので、ご安心ください。

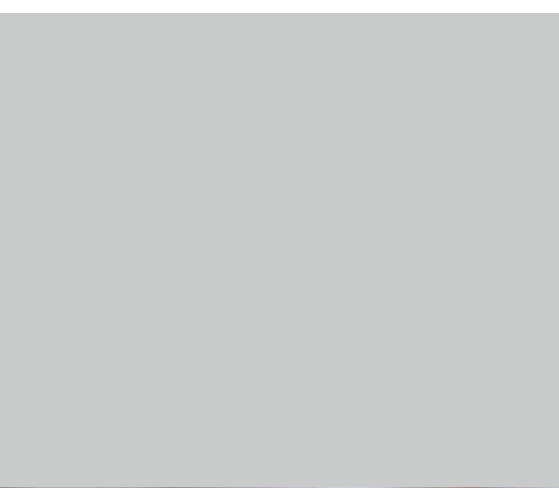
慌ただしい社会情勢の変容を受け、日々の法律トラブルはますます多様化し、複雑さを増しています。いくらオンラインによるつながりが身近になったとしても、困ったときに駆けつける「地域の法的パートナー」がすぐ近くにいる安心に勝るものではありません。

「横須賀地域の皆様の希望に寄り添い、最適なリーガルサービスを提供する」——この確固たる決意を胸に、所員一同改めて襟を正し、一意専心に努力を重ねてまいる所存です。ご愛顧を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

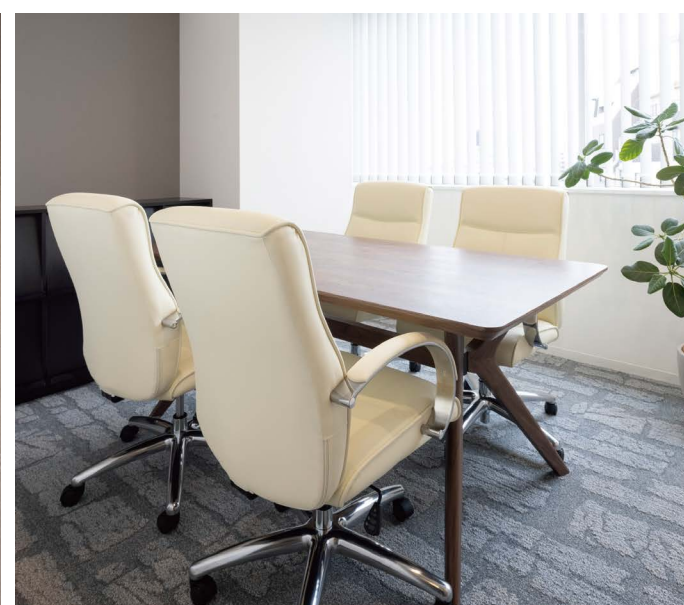
## ACCESS

京急本線「横須賀中央駅」下車。東口より徒歩3分  
歩道橋を進み、プライムビル右手の階段を降りて、大通りをそのまま直進  
左手1階にドコモショップのあるビル6階

〒238-0007 横須賀市若松町1-21-10 横須賀イーストコート6階  
TEL.046-876-9160 FAX.046-876-9165



代表弁護士常磐と、  
登記に知見のある弁護士清水がお待ちしております。





# 人身傷害補償保険の落とし穴

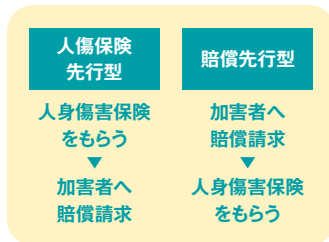
～契約者が受領する賠償金を過小にしないために～

今や、人身傷害補償保険（以下単に「人傷保険」といいます）は付帯率が70%近くになっています。そのため、ひとたび事故が起きた時に、①加害者に対する賠償請求と②自ら加入する人傷保険の両方が請求できるというケースが非常に多くなっています。そうすると、事故に遭った場合に人傷保険に請求するのか、加害者に対する賠償請求をするのか、判断を迫られることになります。ここでは、前記2つの請求に支払い金額の差はあるのか、また請求の順序によって契約者が受け取る賠償金と人傷保険金の合計が少なくなるのかを説明していきたいと思います。



## そもそも、人身傷害補償保険とは何か？

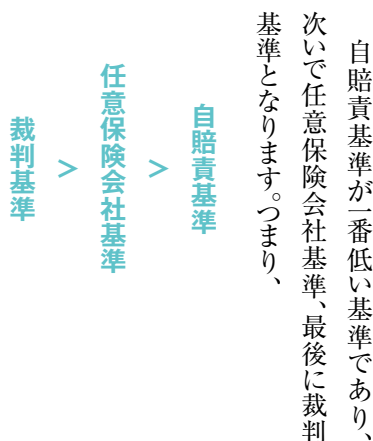
人身傷害補償保険というのは、事故に遭った時に自分の過失の程度にかかわらず、保険会社が約款で定めた基準に従って、自ら設定した保険金額まで保険金を受け取るものです。自分の過失が大きい事故で、自らが怪我を負ってしまった場合に使われることが多いです。



事故による契約者の損害を契約者自らの保険で填補するという保険ですので、支払い後は、相手方にも過失があれば、相手方が負担すべき部分（つまり本来は相手が支払うべき賠償金）の保険金を支払った保険会社は、契約者の賠償請求権に代位し、相手方に請求できることとなります。

## 賠償額にはいくつかの基準がある

ところで、交通事故の損害賠償額の算定には、自賠責基準、任意保険会社基準、裁判基準という3つの基準がある（ことをご存知でしょうか？）



人傷保険が約款で定めている保険金額は、概ね任意保険会社基準と同じです。人傷基準と裁判基準では、大体右下の図のような差があります。もちろん事案にもよりますが、概ね裁判基準の70～80%程度が、任意保険会社基準になることが多いように思います。

## 人傷保険の請求でも裁判基準になる場合がある

人傷保険は自ら加入する保険への保険金請求であり、相手方に裁判をしているわけではありません。そのため、裁判基準の支払いを受けられないと考えている人が多いのではないのでしょうか？しかし、実はそうではありません。裁判基準で支払われる場合というのが約款に定められており、「判決または裁判上の和解において人身傷害補償保険の規定により決定される損害額を超える損害額が認められた場合」には、人傷保険金の算定についても裁判基準で支払うこととなります。

## 相手方への賠償と人傷保険金の請求の順序はどうしたらいいのか？

よって、加害者に対する裁判を先行させ、裁判所で認定された損害額に基づいて人傷保険金を受領した方が、トータルで受取額が多くなります。

ただ、加害者に対する裁判は時間がかかります。事故で生活費にも困り、すぐにまとまったお金が欲しいという場合、まずは任意保険会社基準で人傷保険金をもらい、その後、加害者に裁判基準の支払いを求めて裁判をすることもできます。

我々弁護士はこの裁判を「人傷差額訴訟」と呼ぶことが多いのですが、このような裁判をすると、契約者自身にも過失がある場合、支払われた人傷保険金が、契約者の損害賠償請求のどの部分に充当されるかが、自賠責保険金の支払いと絡んで問題となることが多いです。

この点は令和2年3月19日、福岡高裁にて今までの実務の考え方と異なる判決が出まして、裁判実務がやや混乱しているところですが、概ね以下のように考えておくのが良いと思います。

**ルールその①**  
「被害者において、急いでお金が必要という事情があれば、加害者への賠償請求訴訟を先行し、その判決若しくは和解後に人身傷害補償保険を請求して協定せよ」

これは前記のとおり、判決や裁判上の和解の場合、目安ですが賠償額の認定自体が20～30%アップするためです。そうはいつても、裁判をしている時間的余裕がなく、早期にお金が必要という場合もありますよね。そういった場合は、

**ルールその②（症状固定まで）**  
「当面の治療費等の負担は人傷保険を利用し、人傷保険の保険会社と最終的な協定まではしない」

というのが良いと思います。最終的な協定というのは、慰謝料などを含めた全額を人傷保険金として受領し、以後は人傷保険に請求はしないという約束のことです。

この協定をしますと、人傷保険を支払った保険会社は、加害者の加入する自賠責保険から自賠責保険金を受領することが可能となります。後々、この

加害者の自賠責保険金については、相手方に人傷差額訴訟を起こした時に、自賠責保険がどこに充当されるかで採めることが多いので、協定まではしない方が良い場合があります。

ところで、比較的重度の事故で後遺障害が残存する場合、治療費や休業損害の支払いは症状固定時までに限られるというのが裁判実務です。

そうしますと、症状固定後は治療費や休業損害は支払われなくなり、被害者としては加害者への賠償金の請求又は人傷保険金の受領のいずれかを選択することになります。

ここで相手方と早期の示談は難しく、かつ、ある程度まとまったお金がないと生活に困ってしまうという場合は、どうしたら良いでしょうか？

**ルールその③（症状固定後）**  
「後遺障害残存事案では、人傷保険ではなく、自賠責保険への被害者請求で当面の軍資金を確保せよ」

この時点で、被害者には2つの選択肢があります。1つは、被害者請求と言い、自賠責保険に被害者が直接後遺障害の認定を申請して自賠責保険金を

受領する方法です。もう1つは、保険会社を通じて後遺障害認定をして貰い、人傷保険金を受領する方法です。この時、被害者請求では前記の自賠責基準での支払いとなり、人傷保険の方は、任意保険会社基準となりますから、人傷保険金の方が受取金額は大きくなります。もともと、この際、前記のとおり、協定の締結を求められますので、後に、相手方に人傷差額訴訟をした際に、不利になる可能性があることから、金額は低めとはいえ、そういったリスクのない、被害者請求を先行するという方法をとっておいた方が良いと思います。

**【最後に】**  
いかがでしょうか？ひとたび事故に遭った場合、誰にどのような請求をするかによって、相手からの賠償額と保険金の受取額の合計に差が出ることがあるということがわかりただけかと思えます。ただ、あくまで上記は、一般論で、具体的には、人それぞれ置かれた状況も異なりますので、重症事案のような場合には、早期に弁護士に相談することを強くお勧めいたします。

（代表弁護士 常磐重雄）



# 事務所設立10周年を迎えました

弁護士法人常磐法律事務所は、設立10周年を迎えました。こうしてひとつの節目を迎えられましたのは、皆様の多大なるご支援のおかげです。心より御礼申し上げます。

2011年9月、「お客様一人ひとりの日常生活を組織として守り抜く」という理念のもと、当時は数少ない「弁護士法人」として、新横浜店を開設しました。

設立当初は弁護士1名、事務局1名の小さな組織でしたが、10年の月日を経た現在は、弁護士11名、事務局10名の大きなチームへと成長を遂げ、2017年には初めての支店となる本厚木支店、そして今年2021年には横須賀支店を開設しました。

また、有難いことに数多くのご縁に恵まれ、顧問先様は50社以上となりました。

引き続き、神奈川県全域に高品質なリーガルサービスを提供する「神奈川No.1リーガルコーポレーション」を目指し、今後も

裁判所支部のある相模原、川崎に支店を開設していく予定です。事務所報のタイトル『Givers Gain』は、私の座右の銘である「与えよ、さらば与えられん」に由来します。

弁護士という仕事は、人生の局面に立ち会い、幾多の苦悩を分かち合うことにより、ときに困難を極めます。しかし、法的紛争に巻き込まれ、夜も眠れぬほどの不安を抱えるお客様が、次第に笑顔を取り戻し、力強く立ち直っていく姿を最も間近に見ることができる私自身が、実は大いに励まされると同時に、人生を生き抜く力を与えられているのだと実感しています。

改めてこの初心に立ち返り、一人でも多くのお客様の希望の実現のため、10年、20年、その先の未来に向け、研鑽を続ける所存です。今後とも倍旧のお引き立てを賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

弁護士法人常磐法律事務所 代表弁護士 常磐 重雄

時代を先取る!

## 法務のミカタ 第4回事務所研究発表会を開催しました

2021年7月22日に「第4回事務所研究発表会」を開催しました。当事務所では、弁護士の知識向上と互いの専門分野の情報共有の場として、毎年2回、「事務所研究発表会」を開催しています。今回は、各自が自身の専門分野・経験を基にテーマを定めて発表を行いました。どれも各弁護士の知識と経験に基づいて深く掘り下げられた内容で、弁護士の知識向上、専門分野の情報共有の場として非常に有益なものとなりました。今後も事務所全体で研鑽を重ね、より質の高いリーガルサービスを提供してまいります。お困りごとがございましたら、どうぞお気軽にご相談ください。

新横浜代表パートナー弁護士 **峯崎 雄大**

弁護士 **松本 奈央子**

弁護士 **那須川 忠駿**

弁護士 **西堀 拓也**

弁護士 **清水 俊明**

令和元年会社法改正

意外と知らない強制執行  
～イレギュラーな債権執行を中心に～

高齢者虐待防止法の解説

発信者情報の開示～流れと法改正～

不動産登記法の基礎知識  
～これだけは知っておきたい～

Pick Up!

弁護士西堀拓也の発表

2020年5月、テレビ番組に出演していた女性プロレスラーが自ら命を絶ちました。原因はインターネット上での誹謗中傷といわれており、インターネット上での誹謗中傷に対する法整備への関心が高まりました。法整備は急ピッチで進み、2022年4月ごろから新しい情報開示手続の運用が開始される予定です。本発表では、「匿名性」を掲げるインターネットの中で、従来、どのように投稿者個人を特定していたかという手続面を整理した上で、新しく運用が開始される新制度の内容について説明しました。地図情報サイト、グルメ情報サイトなど、情報が豊富になることは社会にとって基本的には有益ですが、中には誹謗中傷のような悪質な情報も存在し、これによって傷つく個人や事業者が存在します。新制度では、従来と比較して投稿者特定に必要な手続を簡略化しており、悪質な投稿に対処しやすくなることが期待されます。